

第 7 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 7 年 7 月 2 2 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第7回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年7月22日（火） 午後2時から午後3時8分まで

2 開催場所 秋田市役所 正庁

3 委員定数 19人

4 出席農業委員 19人

1番	齊藤善彦	2番	佐々木吉秋
3番	鈴木昇	4番	白岩勝
5番	関正美	6番	相場堅一
7番	加藤淳	8番	武藤真作
9番	星容子	10番	伊藤洋文
11番	三浦宏和	12番	柴田ますみ
13番	佐々木和昭	14番	加賀屋慎一
15番	鎌田悦雄	16番	佐々木繁明
17番	藤田修	18番	佐々木英久
19番	佐藤きよ子		

5 欠席農業委員
なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名
第2 会期決定
第3 会務報告
第4 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
第5 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
第6 議案第23号 非農地証明申請に関する件

7 事務局職員

事務局長	佐々木嘉文	参事	熊谷勝人
参事	工藤純子	参事	住谷真人
主席主査	木内光一	主席主査	勝田茂満
主席主査	黒澤亮	主査	鈴木百愛
主任	佐藤知弘	主任	齋藤友毅
主任	越前屋麻希子		

8 書記

主席主査 山本郷史

9 議事録署名委員

14番 加賀屋 慎一 15番 鎌田 悦雄

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	ただいまから、令和7年第7回農業委員会総会を開会いたします。 本日、委員定数19名中、19名の出席ですので総会の出席委員は定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。
佐々木吉秋会長	【会長あいさつ】
議長	それでは、第7回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	異議なしの声がございますので、14番加賀屋慎一委員、15番鎌田悦雄委員にお願いいたします。 次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、これも慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間で午後4時までといたします。 続きまして、日程第3の会務報告に移ります。 はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いいたします。
4番白岩勝委員	【第1区域部会の報告】
18番佐々木英久委員	【第2区域部会の報告】
15番鎌田悦雄委員	【第3区域部会の報告】
13番佐々木和昭委員	【第4区域部会の報告】
3番鈴木昇委員	【第5区域部会の報告】
議長	次に、会務報告2の「令和7年度第2回運営委員会」について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (鈴木主査)	【会務報告2の報告】
議長	次に、会務報告3の「農地利用最適化推進委員視察研修」について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (佐藤主任)	【会務報告3の報告】
議長	次に、会務報告4の「一般社団法人秋田県農業会議第111回常設審議委

議 長	員会」から会務報告 7 の「市町村農業委員会会長会議」について、私から報告します。
	【会務報告 4 から 7 までの報告】
	次に、会務報告 8 の「秋田県農業委員会女性協議会第22回総会・研修会」について、12番の柴田ますみ委員から報告をお願いします。
12番柴田ますみ委員	【会務報告 8 の報告】
議 長	次に、会務報告 9 の「会長専決による秋田市農業委員会の委員等の旧姓使用に関する取扱要綱の設定」について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (熊 谷 参 事)	【会務報告 9 の報告】
議 長	次に、会務報告10の「農業委員視察研修」について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (佐 藤 主 任)	【会務報告10の報告】
議 長	次に、会務報告11の「令和 7 年度農業者年金加入推進特別研修会」について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (齋 藤 主 任)	【会務報告11の報告】
議 長	次に、会務報告12の「令和 7 年度第 1 回農地利用最適化委員会」について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (勝 田 主 席 主 査)	【会務報告12の報告】
議 長	次に、会務報告13の「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」から会務報告17の「農地転用許可を不要とする特例の申出について」までの 5 件について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局 (住 谷 参 事)	【会務報告13から17までの報告】
議 長	以上で会務報告の説明が終わりました。ただいまの会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、議案に移ります。 はじめに日程第 4、議案第21号、農地法第 3 条の規定による許可申請に

議 長	関する件、4件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (齋 藤 主 任)	議案書1ページから3ページの4件について説明いたします。 番号1。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。 土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。 また、農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はない旨の申告があります。 農作業常時従事について、譲受人は年間180日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 次に番号2。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。 土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。 また、農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はない旨の申告があります。 農作業常時従事について、譲受人は年間210日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 次に番号3。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。 土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。 譲受人は、農地取得を機に農業経営を行うものではなく、新規参入者に対する指導要綱第3条第2項各号に該当しないことから、新規参入審査会の対象外としております。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は、今後、耕運機を導入予定であり、現在も親族から農業機械を借りて耕作しています。また、農業技術も問題ないと考えられます。 なお、農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はない旨の申告があります。 農作業常時従事について、譲受人は年間210日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 次に番号4。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。 土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。 また、農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はない旨の申告があります。 農作業常時従事について、譲受人は年間300日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 これら4件とも地域との調和要件について、譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われます。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議 長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 はじめに番号1について、上北手の現地を調査した高橋義隆推進委員か

議	長	ら報告を受けた15番鎌田悦雄委員から報告をお願いします。
15番鎌田悦雄委員		15番鎌田です。高橋推進委員から、調査の結果何ら問題ないと報告を受けましたので、ご審議のほどお願いします。
議	長	続いて、番号1の四ツ小屋の現地を調査した榎繁和推進委員から報告を受けた6番相場堅一委員から報告をお願いします。
6番相場堅一委員		6番相場です。榎推進委員から報告を受けました。家族間の贈与で問題ないと思いますので、ご審議のほどお願いします。
議	長	次に番号2について、現地を調査した伊藤貞美推進委員から報告を受けた7番加藤淳委員から報告をお願いします。
7番加藤淳委員		7番加藤です。伊藤推進委員から報告を受けました。私も現地を見ましたが、問題ないと思いますので、ご審議のほどお願いします。
議	長	次に番号3について、現地を調査した土田久雄推進委員から報告を受けた17番藤田修委員から報告をお願いします。
17番藤田修委員		17番藤田です。土田推進委員から、何ら問題ないと報告を受けましたので、ご審議のほどお願いします。
議	長	次に番号4について、現地を調査した酒井慶一推進委員から報告を受けた10番伊藤洋文委員から報告をお願いします。
10番伊藤洋文委員		10番伊藤です。酒井推進委員から報告を受けました。問題ないとのことでしたのでご審議よろしくお願ひしたいとのことでした。
議	長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見等がある方はお願いします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、4件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	異議なしの声がありましたので、日程第4、議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、4件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第5、議案第22号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。

事務局 (勝田主席主査)	それでは、議案書の４ページをご覧ください。 番号１。借受人は[REDACTED]。貸出人は[REDACTED]ほか１名。施設の概要は仮設道路および資材置場への一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 それでは、農地転用許可申請説明資料の１ページおよび２ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画について、借受人は県が発注する河川災害復旧工事を受注し、県道232号太平山八田線から工事施工場所に車両が出入りするための仮設道路、工事で使用する護岸ブロックを置くための資材置場を設置するため、申請地を一時転用しようとするものです。 立地基準について、農地位置は市街化調整区域内および農業振興地域内。農地区分は農用地区域内農地です。 農用地区域内農地は原則不許可ですが、本件は一時転用であり、農地法施行令第11条第１号に規定する、農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。 一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は自己資金。過去の転用実績はあり。工事着工および完了の期間は、許可日から令和７年12月４日まで。一体として利用する農地以外の土地は太平八田字[REDACTED]ほか３筆の一部。土地改良区等からの意見書は、一時転用のためなしです。 被害防除について、隣接に対する措置は、盛土により仮設道路や資材置場の高さを加減する。排水計画において汚水および生活雑排水はなし、雨水は自然流下です。 一時転用に対する復元計画は、事業終了後に敷鉄板や盛土等を撤去し、整地等を行います。 現地は令和７年７月３日に確認しております。 説明は以上です。
議長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 番号１について、現地を調査した鈴木英弘推進委員から報告を受けた18番佐々木英久委員から報告をお願いします。
18番佐々木英久委員	18番佐々木です。鈴木推進委員から報告を受け、私も現地を確認しましたが、問題ありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いします。
議長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見等のある方はお願いします。
一 同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、採決に移ります。 今回は県農業会議への諮問が不要な案件です。 農地法第５条の規定による許可申請に関する件、１件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議長	異議なしの声がありましたので、日程第５、議案第22号、農地法第５条

議 長	の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第6、議案第23号、非農地証明申請に関する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (勝田主席主査)	それでは、議案について説明します。議案書の5ページをご覧ください。番号1。申請人は[REDACTED]。 土地の所在は、河辺大張野字[REDACTED]。面積は130,017平方メートルのうち10,159平方メートル。登記地目および現況は原野。事由は「砂利採取事業の許認可申請に伴い、農地法の適用の有無について判断を願うもの。」です。 それでは、非農地証明申請説明資料の裏面をご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。 現地は、令和7年7月3日に確認しております。 現地確認の結果、申請地とその周辺の状況から、耕作目的および採草または家畜の放牧目的として利用されていないことから、番号1は農地法第2条第1項の適用とされないと考えられます。説明は以上です。
議 長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 番号1について、13番佐々木和昭委員から報告をお願いします。
13番佐々木和昭委員	13番佐々木です。現地調査につきましては7月3日、佐々木繁明職務代理、田口正志推進委員、事務局の勝田主席主査と行いました。 現地は写真のとおりで、特に問題ないと考えます。以上です。
議 長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見等のある方はお願いします。
3番鈴木昇委員	はい、議長。
議 長	3番鈴木昇委員どうぞ。
3番鈴木昇委員	3番鈴木です。 この件は、河辺町、雄和町が秋田市と合併したときからのことで、今回も13万平方メートルのうち約1万平方メートルでの申請となっていますが、今後も証明申請は継続するのでしょうか。登記も現況も農地以外にもかかわらず、当会が証明することは適当なのでしょうか。砂利採取についてもかなりの長期間実施しているので、そろそろ当会の証明がなくてもよいではありませんか。
議 長	事務局どうぞ。
事 務 局 (勝田主席主査)	この所在地での砂利採取については、今回で最後と聞いていますが、まだ確定ではないとのことでした。 なお、隣接地の取得を検討しているとの話もありますが、その土地が農地なのかは不明です。 申請地に対して非農地証明が申請される理由は、当該地が農振法におけ

事務局 (勝田主席主査)	る農用地区域に指定されているためです。申請者は県に砂利採取の許可申請を行う際に、農振法の開発許可申請書の写しを添付資料として提出しており、農用地区域内なのであれば農地か否かの証明が必要と聞いています。 また、過去の経緯もあることから、継続して非農地証明を発行しているという状況です。
議長	鈴木委員どうですか。
3番鈴木昇委員	当該地を含む周辺土地については、何度も非農地証明の申請がされています。砂利採取がその理由ですが、当会の証明を不要とすることはできないのでしょうか。
11番三浦宏和委員	はい、議長。
議長	11番三浦委員、どうぞ。
11番三浦宏和委員	11番三浦です。 議案書を見れば、登記地目も現況も原野なので、なぜ総会で審議しないといけないのかという疑問はもっともだと思います。 当時、当該地を所有していた農業者から[REDACTED]への所有権移転の登記申請が法務局にあった際、登記地目だけで判断されたため、農業者ではない方に移ってしまい、このようなことが起きているわけです。 申請地は農地法上の農地ではありませんが、農振法上の農用地区域内にあれば農地かどうかの判断を求められると思いますが、先ほどの説明では、農振法の開発許可はいらないと理解しましたが、そうすると審議する必要はないではありませんか。
議長	事務局どうですか。
事務局 (勝田主席主査)	当該地での砂利採取の申請には、農振法の開発許可申請書の写しの添付が必要であり、また、申請地が農用地区域内にある場合は、農地か否かの証明添付も必要であるとの説明を県の担当課から受けています。
11番三浦宏和委員	はい、議長。
議長	三浦委員、どうぞ。
11番三浦宏和委員	そうであれば、農振法の農用地区域内とのことでしょうかから、農地法上の農地か否かを証明してよいと思います。 なお、当初は、当該地には農地として公費が投入されたため、砂利採取後は農地として復元することとされていたかと思います。
議長	鈴木委員どうですか。
3番鈴木昇委員	非農地証明について異論はありません。 ただ、長期間継続的に非農地の証明申請が必要なのかと思い発言しました。

議 長	他にありませんか。
4 番 白 岩 勝 委 員	はい、議長。
議 長	4 番 白 岩 委 員 だ う ぞ 。
4 番 白 岩 勝 委 員	4 番 白 岩 で す 。
	この案件は、非農地か農地かについての判断で、砂利採取自体については審議の対象外でよいのですね。
議 長	そのとおりです。 他にありませんか。
18 番 佐 々 木 英 久 委 員	はい、議長。
議 長	18 番 佐 々 木 英 久 委 員 だ う ぞ 。
18 番 佐 々 木 英 久 委 員	18 番 佐 々 木 で す 。
	砂利採取後は、土を入れるのですか。それとも低くなるのですか。
13 番 佐 々 木 和 昭 委 員	はい、議長。
議 長	13 番 佐 々 木 和 昭 委 員 だ う ぞ 。
13 番 佐 々 木 和 昭 委 員	13 番 佐 々 木 で す 。
	2 年 前 に 採 取 し た 場 所 に つ い て は 、 今 回 の 現 地 確 認 時 に 見 た と ころ 、 埋 め て い ま し た 。
議 長	皆さんから他になければ、原案のとおり証明することとしたいと思いま す。ご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	異議なしの声がありましたので、日程第 6、議案第 23 号、非農地証明申 請に関する件、1 件を原案のとおり証明することに決定いたします。 後日、皆さんで現地を見てみますか。
18 番 佐 々 木 英 久 委 員	機会があれば見てもよいと思います。 埋め戻して同じ高さにするとすれば余分なものを捨てていないのか、低 くなって地元の農業者が困っていないのか、気になったので先ほど発言し ました。
議 長	見に行ける機会があれば行くことにしましょう。 これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがと うございました。 (午後 3 時 8 分終了)